

# 加古川市 障がい者基幹相談 支援センター

当センターは、加古川市の障害福祉に関する総合的・専門的な相談支援の拠点です。

障がいのある人が、生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるよう支援します。



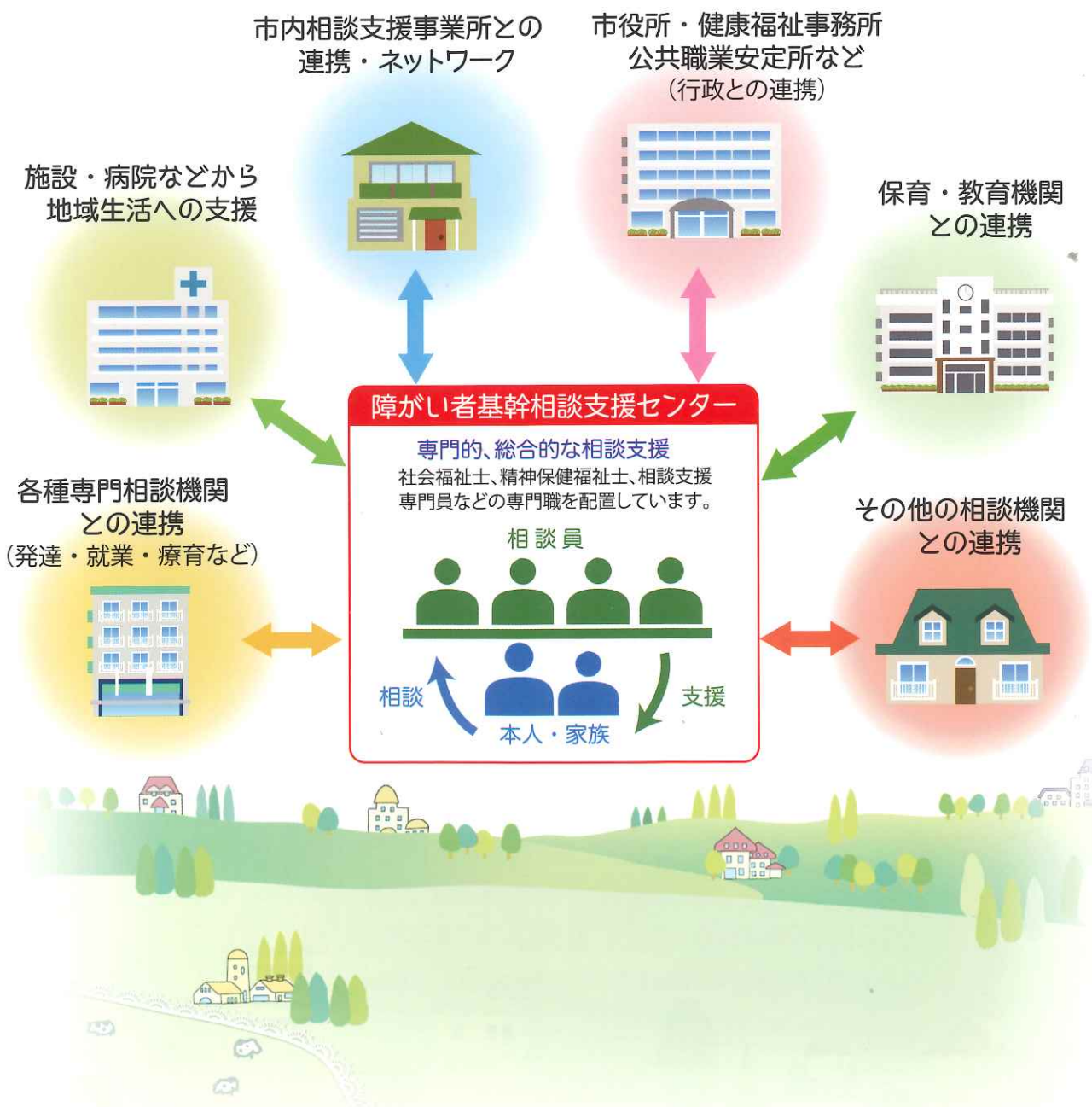
## 加古川市障がい者基幹相談支援センターとは

### 「ささえる」「つなげる」「まもる」

加古川市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合う共生社会を実現するため、障がい者（児）が地域で安心して暮らすことができるように、加古川市における相談支援の拠点として設けられた、障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口です。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、すべての障害に対応した総合的・専門的な相談支援を行うとともに、市内の相談支援事業者や相談機関などと連携して相談支援のネットワークを強化して、地域の相談支援体制の充実を目指します。

## 地域の相談支援体制(連携のイメージ図)



## 相談支援の内容

- 生活全般(日常生活や社会生活)について
- 障害福祉制度や障害福祉サービスの利用
- 専門機関(医療機関や就労支援機関など)の利用
- 対人関係や集団生活がうまくいかずに困っている
- 窓口が多く、どこに相談したらよいか分からない
- 病院や施設を出て地域で暮らしたい
- 成年後見制度の利用に関することなど

## 地域の相談支援体制の充実

相談支援機関との連携を強め、地域の相談支援のネットワークを広げていくことで、施設や病院から地域生活への安心な移行と、地域生活を続けていくことを支援します。

- 市内の相談支援事業者との連携
- 加古川市障害者自立支援協議会への参画  
専門部会の事務局運営
- 地域移行・地域定着の促進の周知
- 虐待防止の啓発、虐待事案発生後の支援

## ご利用にあたって

### 【ご利用対象者】

加古川市内に居住する障がい者(児)とその家族などで、知的・身体・精神・発達障がい、難病の人まですべてに対応します。未就学の児童から学齢期、成人から高齢者まで、さまざまな年齢の人からの相談を受け付けます。障害者手帳の有無は問いません。

### 【相談受付について】

月曜日から金曜日の平日8:30～17:15です。  
(祝祭日と年末年始を除く)

### 【相談方法】

来所・電話・FAX・メールです。必要に応じて、自宅や通所事業所、病院や施設などへ訪問します。

### 【個人情報の保護】

プライバシーに配慮するため、相談室を設置しています。  
個人情報は、相談者の同意の上で適切に取扱います。



▲ 受付窓口です  
お気軽にお声かけください

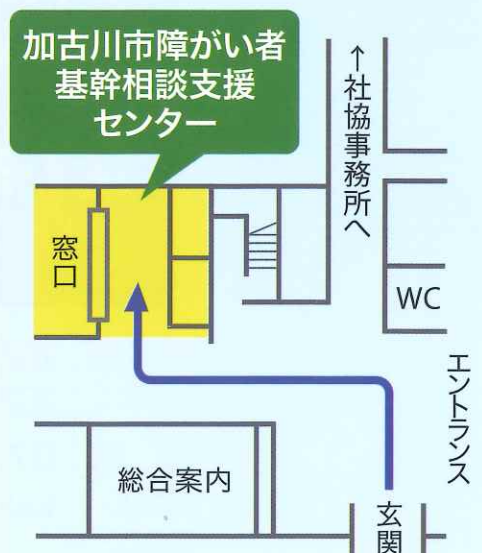


▲ プライバシーに配慮した相談スペース

お気軽に  
ご相談ください!



## 総合福祉会館案内図 (窓口順路)



# 加古川市障がい者基幹相談支援センターへのアクセス



## 公共交通機関(電車)でお越しの場合

JR加古川駅より南西へ徒歩10分

## お車でお越しの場合

県道18号 小門口交差点を西へ100m  
(駐車できる台数には限りがあります)



所在地：加古川市加古川町寺家町 177-12  
加古川市総合福祉会館 1階

電話：079-424-4358 FAX：079-424-4379  
メール：kako-kan@kakogawa-shakyo.jp